

各学校長 様

各市町村（学校組合）教育長 様

3 高小中第 1261 号

令和 3 年 11 月 18 日

高知県教育委員会事務局

小中学校課長

教育政策課長

（公印省略）

指導要録における「出席停止・忌引等の日数」の欄の取扱いについて（通知）

うえのことについて、令和 3 年 10 月 22 日付け事務連絡により、文部科学省初等中等教育局教育課程課から別添（写し）のとおり通知がありました。

しかしながら、本県では県内統一の校務支援システムを導入しており、「出席停止・忌引等の日数」を記入する欄の名称を変更する場合は、県内統一の名称となります。このため、名称の変更につきましては、十分に精査した上で対応するようにいたします。

なお、名称を変更した場合であっても、これまでシステムに登録された出欠の取扱いは変更されません。

【担 当】

高知県教育委員会事務局

小中学校課

TEL：088-821-4735

教育政策課

TEL：088-821-4904

学校教育課



各設置者等の判断により、指導要録における「出席停止・忌引等の日数」を記入する欄の名称を変更することが可能である旨、周知します。

事務連絡
令和3年10月22日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

指導要録における「出席停止・忌引等の日数」の欄の取扱い
について（周知）

非常時にオンラインを活用した特例の授業（注）等を実施した場合も含め、分散登校により臨時に学年の中の一部を休業した場合等については、指導要録の「出欠の記録」において、その日数を「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入する旨、お知らせしているところです。（「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成22年5月11日付け22文科初第1号初等中等教育局長通知）及び「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日付け30文科初第1845号初等中等教育局長通知）等）

（注） オンラインを活用した特例の授業とは、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月19日付け22文科初第1733号初等中等教育局長通知）において、指導要録の「指導に関する記録」の別記として学年ごとに作成することとしている、感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒について実施した一定の方法によるオンラインを活用した学習の指導をいう。

今回、こうした取扱いを変更するものではありませんが、各設置者等における指導要録の様式の設定に当たって、各設置者等の判断により「出席停止・忌引等の日数」を記入する欄の名称を変更することが可能である旨、お知らせします。なお、このことについては、全ての設置者等に対して対応を求めるものではありませんので、念のため申し添えます。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、必要に応じて周知くださいますようお願いいたします。

(参考)

○ 「出席停止・忌引等の日数」の欄の名称を変更する際の例

- ・ 出席停止・忌引・その他出席しなくてよいと認めた日数
- ・ オンラインを活用した特例の授業（※）・出席停止・忌引等の日数

(※) 非常時にオンラインを活用した特例の授業を実施した日数（学校の全部又は学年の全部の休業を行った場合を除く。）

○ 留意点

- ・ 仮に「出席停止・忌引等の日数」の欄の名称を変更する場合には、設置者等において、上記の変更例に限らず、適切な名称を検討いただくとともに、その適用の時期についても適切に判断いただきたいこと。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程企画室

TEL：03-5253-4111（内線：2369）

e-mail：kyokyo@mext.go.jp